

公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟((FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した JAF 国内競技規則と付則、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本規則および各競技会特別規則に従い準国内競技以上【クローズド競技併催】として開催される。

第 1 条 シリーズ

JAF 北海道のジムカーナシリーズは以下の2シリーズとする。

- ・ JMRC 北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ
- ・ JMRC 北海道ジムカーナラジアルシリーズ

第 2 条 開催日及び競技会の名称

※ 付則へ記載

第 3 条 競技種目

ジムカーナ

第 4 条 競技格式

JAF 公認:準国内競技以上【クローズド競技併催】

第 5 条 開催場所

※ 付則へ記載

第 6 条 オーガナイザー

※ 付則へ記載

第 7 条 大会審査委員会

JMRC 北海道派遣の 1 名を含む 2 名以上で構成される
各特別規則書に記載

第 8 条 大会役員

各特別規則書に記載

第 9 条 公式通知

本規則に記載していない競技運営に関する実施細則および指示は公式通知により通知される。

第 10 条 参加車両

<JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ>

1) PN部門

PN部門に参加する車両は、下記①あるいは②に定める要件を満たしたFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則(以下車両規則)第 3 篇スピード車両規定に定めるスピードPN車両(PN車両)に適合したものとする。

- ① FIA公認車両またはJAF公認車両であり、同一型式の最も古い公認発行年が 2011 年の 5 年前の 1 月 1 日以降の車両。
- ② JAF登録車両であり同一車両型式の最も古いJAF登録年が 2011 年の 5 年前の 1 月 1 日以降の車両。
- ③ 当該車両がFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両として資格を重複して有する場合は、同一型式の公認発行年またはJAF登録年の最も古い年から起算して上記①、②に定める年数による資格が決定される。

2) AE部門

AE部門に参加する車両は電気モーター、又は電気モーターとエンジンを併用して動力とするAE車両

3) N部門

N部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認又はJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるN車両(N車両)に適合したものとする。

4) SA部門

SA部門に参加する車両は、当該年度国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)に適合したものとする。

5) SC部門

SC部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両(SC車両)に適合したものとする。

6) D部門

D部門に参加する車両は、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものとする。

<JMRC北海道ジムカーナラジアルシリーズ>

1) B部門

B部門に参加する車両は、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるB車両(B車両)に適合したものとする。

- ・3点以上のシートベルト(4点以上推奨)を装着すること。
- ・使用できるタイヤは一般市販ラジアルタイヤのみとし、通称Sタイヤ及び指定タイヤの使用を禁止する。

* 使用禁止タイヤ(指定及び通称Sタイヤ)

タイヤメーカー	ブランド名	タイヤ名称
ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
ダンロップ	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
コハマ	ADVAN	021.032.038.039.048.050
トーヨー	PROXES	FM9R・08R・881・888
メーカー問わず		ラリータイヤ/海外メーカー通称Sタイプ等

但し上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断した場合使用禁止タイヤに指定する場合があります。

第11条 競技クラス区分

<JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズクラス>

スピードPN車両部門

- PN1 クラス 気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両
- PN2 クラス 気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の PN 車両
- PN3 クラス 4 輪駆動のPN車両

スピードN車両部門

※但しJAF北海道N車両部門Nクラスは一般市販ラジアルタイヤのみとし、通称Sタイヤおよび指定タイヤの使用を禁止する(ラジアルシリーズ使用禁止タイヤに準ずる)

- N1クラス 気筒容積 1000cc 以下の N 車両
- N2クラス 気筒容積 1000cc を超える前輪駆動の N 車両
- N3クラス 気筒容積 1000cc を超える後輪駆動の N 車両
- N4クラス 気筒容積 1000cc を超える 4 輪駆動の N 車両

スピードSA車両部門

- SA1クラス 気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のSA車両
- SA2クラス 気筒容積 1600cc を超える2輪駆動のSA車両

SA3クラス 4輪駆動のSA車両
 スピードSC車両部門 (クラス区分無し)
 スピードD 車両部門 (クラス区分無し)
 スピードAE車両部門 (クラス区分無し)
 <JMRC北海道ジムカーナラジアルシリーズ>
 スピードB車両部門

R AEクラス 電気モーター、及び電気モーターとエンジンを併用し動力とする車両

R 1クラス R-2クラス以外の2駆駆動、4駆駆動のAT車を含む車両
 (過給器付の軽自動車を含む)

R 2クラス ランサーEVO、インプレッサWRXで気筒容積 3000cc
 (過給器換算 1.7 を乗じる)を超える4輪駆動の車両

R Ecoクラス 以下の条件を満たした参加を除外されていない車両

- a. AT車を含む気筒容積 1586cc 以下のガソリンエンジン自動車排出ガス車両認定の平成10年12月17日以降の各規制の適合認定を受けた過給器無の車両であること。
- b. AT車を含むRV車両
- c. AT車を含むディーゼルエンジン車両
- d. AT車を含む電気モーター、及び電気モーターとエンジンを併用し動力とする車両
- e. AT車を含む年式を問わず、過給器(ターボ・スーパーチャージャー)無しの軽自動車

除外車両	a.の車両のシビックEK3 ミラージュCJ/CK/JM2A ロータリーエンジン車
------	--

第12条 参加資格

- 1) 当該年度有効なJAF競技運転者許可証の所持者とする。
- 2) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出すること。
- 3) JMRC北海道の互助会に加入する事を強く推奨する。

第13条 参加申込および参加受理

- 1) 各シリーズの参加台数は原則として制限しない。
- 2) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 3) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。但し、ラジアルシリーズは制限しない。
- 4) 参加受付期間は競技会開催日の14日前から7日前までとする。参加申込書に参加料を添えて持参又は現金書留にて郵送のこと。(※特別規則書で認めた場合は振込にて参加料の支払いができる。)
- 5) 組織委員会はその理由を示すことなく、参加申込の拒否を行う事ができる。
- 6) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承認を得ること。車両変更は同一部門同一クラスに限る。また、車両変更申請は当該競技会の参加確認終了までとする。
- 7) 正式参加受理後の参加料および申込の書類は返還しない。
- 8) 参加申込には、JMRC北海道の「スピード行事参加申込書」を使用し、もれなく記入し申し込むこと。参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。
- 9) 受理書の発行は原則しないが、不受理とした場合速やかに不受理を通知する。その他の通知方法等各大会特別規則書に掲載される。
- 10) 受付期間終了後、速やかに参加者リストを公表する。(JMRC北海道ホームページ等)

第14条 参加料

各特別規則書に記載 (詳細, 付則参照)

- 1) JMRC北海道に加盟するクラブ団体構成員の参加料は、(競技運転者許可証に捺印されたクラブ登録印により確認出来ること) 非構成員の参加料より3000円を差し引いた金額とする。
- 2) JMRC北海道互助会会員の参加料は、(加入証等により競技会当日確認出来ること) 互助会非会員の参加料より1000円を差し引いた金額とする。
- 3) JMRC北海道ジムカーナシリーズに参加する女性はシリーズ参加料より1000円差し引いた金額とす

- る。
- 4) 前年度ラジアルシリーズクラス2位までの選手がチャンピオンシリーズに参加する場合または当該年度 JMRC 北海道ジムカーナシリーズクローズド部門参加により競技運転者許可証を取得し JMRC 北海道ジムカーナシリーズに参加する者は当該年度シリーズ戦参加料より2000円を差し引いた金額とする。
 - 5) ラジアルシリーズクラスに参加するスター(☆)参加者(賞典外扱い)はシリーズ参加料より3000円差し引いた金額とする。
 - 6) 正式受理後の参加料は、返還されない。ただし、次の場合を除く。
 - ① エントリーが受理されなかった場合。(第13条-5)
 - ② 競技会が延期のため参加者が出場できない場合、又は中止の場合。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第15条 競技のタイムスケジュール
各特別規則書に記載

第16条 参加者及び競技運転者の遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について、JMRC 北海道ならびに競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該シリーズに係る全ての者に対して全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒をしてはならない
- 5) ドライバーは、ドライバーズブリーフィングの開始から終了まで出席していなければならない。

第17条 保険

オーガナイザーは保険に関し、自動車競技の組織に関する規定、第8条2に定める措置をとること。

第18条 車両検査および競技車両のパドック待機

- 1) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場(パドック待機も含む)で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに車両の左右または、オーガナイザーが指示した場所に貼付すること。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後、上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および最車両検査の分解および組みつけに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合

は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) パドック待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換(調整)の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長長の許可を得ること。
- 11) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第19条 規則違反および競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第20条 信号表示

競技中コース審判員より示される信号表示は以下の通り

スタート 旗	: 競技スタートの信号 国旗またはクラブ旗を用いる。
黄 旗	: 真横または真上に静止して提示ーパイロン移動、転倒、脱輪
黒 旗	: ミスコース
赤 旗	: 危険あり。直ちに停止せよ。
緑 旗	: コースがクリアされた。
チェッカー旗	: ゴール合図

第21条 コースの慣熟

参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行う。

第22条 競技運転者の装備

- 1) チャンピオンシリーズの参加者は、競技中、レーシングスーツまたは、ラリースーツ、レーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。
- 2) ラジアルシリーズの参加者は、競技中、長袖、長ズボン等全身を覆うものを着用(レーシングスーツまたは、ラリースーツの着用を推奨する)およびレーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。
- 3) ヘルメットは国内競技車両規則・付則 [スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱] に記載されたものを着用すること。

第23条 スタート方式

- 1) スタートは、原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。

第24条 計時

計測は、自動計測装置を使用すること。計測には必ずバックアップ体制をとること。バックアップにストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第25条 順位の決定

- 1) チャンピオンシリーズの順位の決定は、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。
 - 2) ラジアルシリーズの順位の決定は、1)の方法に加えて、3ヒートタイムの合計を採用することができる。この場合特別規則書に記載のこと。
- ※(例)3ヒートのタイムの合計を採用する場合、パイロンペナルティおよび脱輪は当該クラス当該ヒートの最遅タイムを与え、ミスコースの場合は、当該クラス当該ヒートの最遅タイムに5秒を加算するものとする。

第26条 棄権

競技の途中で棄権する場合、明確に意思表示を行い役員の指示に従うこと、また、以降競技会に出場しない場合競技役員に申し出、リタイア届(任意の書面)にて提出すること。

第27条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議は出来ない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 6) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 7) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第28条 賞典

チャンピオンシリーズ各クラス 各クラス台数に応じて賞典を授与する。
ラジアルシリーズ各クラス 各クラス台数に応じて賞典を授与する。
※但し対象者数は当該クラス参加受理者の30%を超えないものとする。

第29条 シリーズポイント

- 1) シリーズ各クラス3戦以上の開催でシリーズ成立とする。
- 2) 各シリーズ各クラスについて参加申込台数が3台に満たない場合はそのクラスのポイントは与えられない。
- 3) JMRC北海道ジムカーナシリーズポイント対象者は、JMRC北海道に加盟するクラブ団体構成員であり(ラジアルシリーズを除く)かつ、JMRC北海道互助会加入者とする。
- 4) 各シリーズ各クラス毎に競技結果成績に基づき下記のポイントを与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第30条 ポイント(得点)保持者の認定

- 1) ポイント合計の対象は、JMRC北海道シリーズとして成立した当該クラスの競技会の70%(小数点以下四捨五入)を対象とし、高ポイント順に合計する。但し、成立した当該クラスが5競技会以下の場合は開催された全ての競技会がポイントの対象となる。また、成立した当該クラスが6競技

会の場合は、5競技会を対象とし、高ポイント順に合計する。

- 2) 複数の競技者が同一ポイントを得た場合は、下記に従い順位を決定する。
 - a. 有効ポイントの範囲内で高ポイントを得た回数が多い順に順位を決定する。
 - b. 上記 a の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全てのポイントのうち、高ポイントを得た回数が多い順に順位を決定する。
 - c. b の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。但し、下位の者の順位は繰り上げない。例)2位が複数の場合:1位、2位、2位、4位

第31条 シリーズ表彰

- 1) チャンピオンシリーズの各クラス年間シリーズ6位までを表彰する。但し、当該年度当該クラスに3回以上参加することを条件とする。
- 2) ラジアルシリーズの各クラス年間シリーズ6位までを表彰する。但し、当該年度当該クラスに3回以上参加することを条件とする。

第32条 タイトル料金

JMRC北海道ジムカーナシリーズの開催を予定するクラブ・団体は、指定の期日までに、シリーズ通告書によりJMRC 北海道(事務局)に申込、運営委員会により承認された場合、その年度の末日までタイトル料1競技会につき10000円を納入するものとする。但し、納期限後に納入する場合、納期限の翌日より1か月毎(各月1日～末日)に延滞に対する事務手数料としてタイトル料金額の1割に相当する額を加算し納入するものとする。

尚、競技会の開催前日までに納入なき場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦開催を認めない。

又、チャンピオンシリーズ及び、ラジアルシリーズ単独開催の場合も1競技会とする。

第33条 シリーズ分担金

JMRC北海道ジムカーナシリーズを開催するクラブ・団体は、各シリーズ毎に、参加者1名につき1500円をシリーズ分担金として競技会終了後30日以内にJMRC北海道(事務局)へ納入すること。

尚、期限内に納入なき場合、当該クラブ・団体の次年度シリーズ戦承認を保留する。

(JMRC 北海道シリーズ戦外クラス、賞典外、クローズド参加を除く。)

第34条 参加申込および問い合わせ先

※ 付則に記載

第35条 その他

- 1) 本規則書に記載されていない競技に関する細則は、国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則ならびに各競技会特別規則書に従って開催される。
- 2) 各競技会において本規則および競技に関する諸規則(特別規則書/公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 3) JMRC 北海道ジムカーナシリーズ各大会は JAF 地方選手権との併催を原則とするが、ラジアルシリーズのみの単独開催を認める場合がある。その場合の競技格式は地方競技での開催を可とする。
- 4) JMRC 北海道ジムカーナ部会及び JMRC 北海道は本規則を年度途中においても見直す場合がある。

第36条 本規則の施行

本規則の施行は2011年4月1日より施行する。